

令和3年第9回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和3年7月26日（月）午前9時30分
2. 開 会 令和3年7月26日（月）午前9時30分
3. 閉 会 令和3年7月26日（月）午前10時40分
4. 出席委員 北田 千秋教育長  
村橋 彰教育長職務代理者  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員  
長谷川 深雪委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長  
長・足立多恵 学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・伊藤雄一郎 学校教育部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・殿山泰央 まなび舎整備課長・花田睦美 学務保険課長・仁木裕美 まなび未来課長・大隅昌之 指導課長・佐伯尚之 青少年育成課長・原和広 指導課長代理
6. 議事日程
- |      |  |
|------|--|
| 日程 1 | 会議録署名委員の指名   |
| 日程 2 | 会議時間決定   |
| 日程 3 | 議案第18号 令和4年度使用交野市立小・中学校教科用図書<br>の採択について              |
|      | 報告第7号 教育長の報告について                                     |
|      | 議案第19号 交野市学校教育審議会委員の任命<br>について                       |
|      | 議案第20号 交野市立小学校及び中学校の通学区<br>域に関する規則の一部を改正する<br>規則について |
|      | 議案第21号 交野市放課後児童会条例の一部改正<br>に対する意見を市長に申し出るこ           |

とについて

議案第 22 号 交野市放課後児童会条例施行規則の  
一部を改正する規則について

議案第 23 号 令和 3 年度 9 月議会における補正  
予算要求に対する意見を市長に申  
し出ることについて

## 7. 議事内容

大湾教育次長

皆さま、おはようございます。

それでは只今より第9回教育委員会定例会を開催いたしたい  
と思います。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

北田教育長

では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いし  
ます。

大湾教育次長

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は 5  
名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第  
3 項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたし  
ます。

北田教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第 14 条第 7  
項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございません  
でしょうか。

各委員

異議なし。

北田教育長

ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。

本日、傍聴希望が 3 名ございますので、傍聴を許可したいと思

います。事務局、準備をお願いします。

それでは只今から、令和3年 第9回教育委員会 定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。

会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会 会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、伊丹 委員 を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含め只今から11時00分までといたします。

では、日程3 議案第18号「令和4年度使用交野市立小・中学校教科用図書採択について」を議題といたします。

所管課より説明をお願いいたします。

大隅課長 説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。8点ございます。ご確認ください。

資料1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

資料2 義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択について（通知）

資料3 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

資料4 令和3年度使用小学校教科用図書一覧

資料5 令和3年度使用中学校教科用図書一覧

資料6 令和4年度使用教科用図書選定資料 中学社会（歴史的分野）

資料7 令和4年度使用中学校教科用図書について【一覧】

これは、中学校からの意見をまとめたものです。

資料8 教科書展示会にて提出のあったご意見

これは、6月21日から7月20日の期間に開催した交野市教科書展示会において、教科書を見られた一般の方々からいただいたご意見です。

以上、8点でございます。

続いて、提案の理由について、説明させていただきます。

資料1「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条（同一教科用図書を採択する期間）に「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする」となっております。

現在、小学校で使用している教科書は令和元年度に、中学校で使用している教科書は令和2年度に採択が行われました。

本年度の採択については、資料3「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」1（1）にありますように、「小学校の令和4年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと」とあります。

また、1（2）にありますように、「中学校の令和4年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。

また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行

規則第6条の規定により、新たに採択する必要が生じたときは、令和2年度の採択基準に準じておこなうこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号より採択替えを行うことも可能である。その際、以下の事項に留意すること。

ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会が提示した中学校教科用図書選定資料（社会歴史的分野）のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

ウ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において、改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書、又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。とあります。

令和3年度使用小・中学校教科用図書採択後、中学社会（歴史的分野）以外は新しい教科用図書は発行されていないため、同一の教科用図書を採択することとなっており、さらに、採択した教科用図書の採択に関し発行者その他の教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為はなかったことを報告いたします。

以上のことから、令和4年度使用小・中学校教科用図書については、中学社会（歴史的分野）以外は、資料4・資料5の一覧にある現在使用しております小・中学校教科用図書といたします。

中学社会（歴史的分野）については、新しく教科書が発行されたことから、採択替えを行うかどうか、ご審議をお願いします。

北田教育長 事務局から説明がありましたように、一昨年度小学校の教科書、昨年度中学校の教科書の採択がありました。基本 4 年間は採択替えできませんが、採択事務そのものは毎年行わなければなりません。ただ、中学校の歴史的分野は令和 3 年度においては自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行され、採択替えを行うことも可能です。

また、中学校の歴史的分野につきましては昨年度採択にあたって十分検討いたしましたので、一から歴史分野すべての教科書の発行者の教科書を検討するのではなく、現在交野市立中学校で使用されています教育出版と新たに発行された自由社の二者で採択替えを行うかどうか検討したいと考えます。

よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議ありませんので、この二者で検討に入ります。7月3日に学習会を実施いたしました。両者の見本本を持ち帰り、皆さんご覧になられたと思います。昨年度も申し上げましたが、議論するにあたり、生徒自らが主体的に学べる構成になっているか、特に、環境、グローバル化、人権、平和など現代的な課題となっていることに生徒が主体的にアプローチできるような構成になっているか、最新の資料や写真等で質の高い学びができ知識を得ることができるか、などを踏まえてお願いします。

では、昨年度もご意見のあった、生徒の興味や関心を高める工夫という点で、長谷川委員、いかがでしょう。

長谷川委員 両発行者とも、生徒たちが興味関心をもてるように工夫していると思いますが、教育出版は、冒頭 2、3 ページには小学校で習った内容を踏まえて写真での「歴史すごろく」があり、中学校の学習にスムーズに入れるよう配慮されています。教科書の導入部分という点では、自由者は字面が多くて難しいのかなという印象



を受けました。

北田教育長 確かに小学校でも歴史は勉強しますが、中学校ということで最初の導入というのは大事かと思います。生徒への興味関心という点で村橋教育長職務代理者いかがでしょう。

村橋教育長職務代理者 生徒が興味関心を持って授業、学習を進めるということを考えると、導入はとても大切だと思います。その点では、教育出版がイラストの大きさやその中身、例えば中世では、60、61 ページ中世という時代を支えた武士や職人たちの図、146、147 ページでは明治時代となって世の中が大きく変わろうとしていることがわかる新橋の様子や式典や工場の様子、また吹き出しも学習課題をもてるように工夫がなされていると感じました。

北田教育長 イラストの大きさや吹き出しの分かりやすさということで話題が出ましたが、亥埜委員、いかがでしょう。

亥埜委員 自由社は地図や写真は小さいですが、単元の初めのページ、例えば、19ページのように、学習に興味をわくような吹き出しがあって、謎解きは55ページというように生徒の興味関心をひくような工夫がみられます。

また、各章の最初のページに〈予告編〉として、小学校で学んだ主な歴史的人物を時間の流れに沿って示しているのも生徒にとっては分かりやすいと思います。

北田教育長 19 ページで吹き出しがあって 55 ページで謎解きという、先の楽しみが感じられます。今、予告編という流れで亥埜委員は昨年度は教育出版にあります各単元の初め、例えば 20 ページでしたら「歴史スケール」があってそれが流れが分かりやすいというご意見をいただきましたが、例えば、自由社と教育出版と比べてそのへんはいかがでしょう。

亥埜委員 自由社のそれぞれの左ページ下にも歴史スケールがあります。教育出版とは違って、どのページでも同じ場所に同じ大きさを掲載されているという工夫がされています。ただ、歴史スケールの掲載位置としては、見にくいのでは、と感じました。

北田教育長 生徒自らが主体的に学べる構成、という点で、伊丹委員、いかがでしょう。

伊丹委員 教育出版も自由社もそのへんは工夫されていると思います。自由社の見開き2ページの右下に「チャレンジ」というミニコーナーがあって、学習した基礎的な内容を確認したり、自分の言葉で説明したりできるように工夫されています。

教育出版も見開き2ページの右下に「確認」と「表現」というコーナーがあります。自由社は一行で確認というかたちになっていますが、教育出版は2つ確認事項があって基礎的な事項を確認しつつ、それらの内容を生かして、自分の言葉で表現するという流れを考えると、教育出版の方が丁寧に感じます。

北田教育長 先ほどの亥埜委員の時代スケールと同じような感じで、自由社は一番下に小さい字の枠ですが、教育出版は大きめの枠という感じがします。

長谷川委員は、先ほど、生徒の興味関心に触れていらっしゃいましたが、他に何かお気づきな点がございますか。

長谷川委員 二者とも、生徒、子どもにとって歴史が親しみやすい科目というように認識できるような配慮がされていると思います。

ただ、先ほども申し上げたように、自由社は字面が多い印象です。大人が読むにはいいかもしれないが、生徒が学習するには、もう少し引き付ける工夫が必要ではないかと思いました。教育出版の方が写真やイラストが多く感じられます。例えば20、21、

22、23 ページ、自由社 20、21、22、23 ページを比べた場合、古代の文明からの説明があるんですが、まずイラスト写真図それに付け加えてある説明等も、とても見やすく引き込まれる力、興味関心を持ってもらえる力は教育出版の方が、写真が大きく、また数も多く工夫がされているというような印象です。

北田教育長

中学生の歴史ですが、最初は小学校を卒業した 4 月ですので、そのへんでいうと、どうかたちで興味を引き付けるかが大事かと思います。

先ほど、生徒が主体的に学べる構成、という点で、ご意見をいただきましたが、伊丹委員、他に特徴的なところがあればお願いします。

伊丹委員

自由社は、例えば 144、145 ページの調べ学習のページでは、学習の丁寧な例が載せられています。146 ページの復習問題のページでは、基本的な事柄の復習、147 ページ時代の特徴を考えるページでは、問題とその解答例、そして、148 ページ対話とまとめ図のページでは、時代の流れが大まかにまとめられていて、その単元をまとめるにはとても充実していて、家庭学習などにつなげられるという点では、よい内容かなと思います。

北田教育長

家で勉強するという習慣づけには、まとめのところはいいことかもしれません。

村橋教育長職務代理者、生徒自らが主体的に学べるという点では、いかがでしょう。

村橋教育長職務代理者

学校からの意見でも触れられていますが、教育出版の「学習のまとめと表現」について、例えば 142、143 ページでは、見開き 2 ページでその時代の特色や移り変わり、世界の動きとも関連して大きく示されています。その時代の政治や文化などについて説明されたり、58 ページにあるように新聞を書いてまとめたり

する課題も設定されていて、自ら考え、まとめ、書く力の育成につながっていく内容かなと思います。

北田教育長 自由社の方でも何百字以内でまとめましょうというような課題がどこかにあったように記憶しているんですが、先ほど長谷川委員からもありましたが同じまとめですが、教育出版の方が子どもにとってみたら入りやすいかと感じます。

今、ちょうどオリンピックの時期で各国いろんなところから来ていますが、環境、グローバル化、平和、人権などの現代的な課題についての記述ではいかかでしょう。

伊丹委員 差別や偏見については、どちらの教科書でも扱われています。歴史の教科書ではありますが、そういった点にも配慮した上で、そういったことを伝えたりするということはあるのかと思っています。そういう点で教育出版は、282、283 ページにあるように、本文の中で部落差別やアイヌの人々、在日外国人への差別、性的少数者、障がいのある人や高齢者の人権を私たちが積極的に守っていく役割を果たしていくことが大切であることが述べられていて、大きな特徴ではないかと思います。また、282 ページの副題に「世界の中の市民の一人として」とあるように、国際化社会を生きる生徒にとって、とても大切な視点を示しているのではと感じました。

北田教育長 今、教育出版の方の人権やグローバル化や国際化とか、そのへんの意味でご意見がありました。

では、長谷川委員はいかかでしょう。

長谷川委員 人権宣言については、両者とも記載はあります。教育出版では、159 ページにフランス革命に関連して、人権宣言や女性宣言がとても詳しく載せられています。その説明の中にも、先ほど伊丹委員から言葉がありました、LGBTなどについても触れられて

います。このワードは毎日のようにニュースにも出ていますし、これを取り上げていらっしゃるのは教育出版だけです。学校からの意見書にもありましたが教育出版の例えば、257 ページの歴史の中の在日韓国・朝鮮人について、差別をうけたり、不平等な扱いをうけたりしたこと、このような歴史をふまえて、これからはともに生きる社会を築いていくことが大切であることなどが書かれている印象で、先ほどの LGBT も踏まえてとても大切な視点だと思います。

北田教育長            歴史的な視点やグローバルな視点についてご意見がありました。亥埜委員、いかかでしょう。

亥埜委員            その点でいえば、自由社 255 ページの吹き出しに、戦後復興について、空襲で東京が焼け野原になったが、それが今のように再建されたのは日本人の底力だと記されています。日本には今まで、様々な国にルーツのある人々が住んできましたし、近年は渡日する児童・生徒も増えてきていて、交野市も同様です。グローバルな視点を大切にしたいという点からも、この表現はどうかと思います。

北田教育長            日本を大事にするという視点はもちろん大事ですが、日本人の底力というかたちで日本人ということを取り上げて多様性、グローバル化、歴史、人権的な視点で、自由社と教育出版の大きな特徴の違いが出てきましたが、村橋教育長職務代理者いかかでしょう。

村橋教育長職務代理者    教育出版の、ローマ数字の I ページの「歴史の学習を始めよう」で「日本と世界の国々の成り立ちや、それぞれの時代に生きた人々の歩みを学ぶ」という、この教科書で学ぶ目的が書かれています。自由社の 2 ページの「歴史を学ぶとは」にある、「未来に向かって、知恵と勇気が湧いてくる」ことは大切なことです。た

だ、その前提として、2 ページの「ご先祖が生きた歴史」の文中に、「昔からこの日本列島に住んでいた人たちは、あなたのクラスみんなの共通のご先祖」とあります。これから多様な価値観のある社会を生きて行く子どもたちにとって、国内だけでなく世界の人々と協調することは大切なことであり、交野の子どもにとっては、教育出版の教科書がふさわしいと感じます。

北田教育長            いろいろご意見をいただきましたが、これらから、中学社会（歴史的分野）について、みなさんのご意見をまとめると教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」が交野の生徒にふさわしいということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員                異議なし。

北田教育長            ご異議がございませんでしたら、それではお諮りします。  
令和4年度使用中学校教科用図書 中学社会（歴史的分野）については、採択替えを行わず、引き続き、「教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」」を採択することに異議はありませんか。

各委員                異議なし。

北田教育長            異議なしと認めます。よって引き続き、「教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」」を採択することといたします。  
続きまして、中学社会（歴史的分野）以外の教科書について、採択を行いたいと思います。事務局から、現在使用している教科用図書のとおりとありましたが、ご意見はありませんか。

各委員                意見なし。

北田教育長            意見がないようですので、それではお諮りします。資料の4、5をご覧ください。

令和4年度使用小学校教科用図書については、現在使用している教科書

国語	光村図書出版「国語」
書写	日本文教出版「小学書写」
社会	教育出版「小学社会」
地図	帝国書院「楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年」
算数	東京書籍「新しい算数」
理科	新興出版社啓林館「わくわく理科」
生活	新興出版社啓林館「せいかつ」
音楽	教育出版「小学音楽 音楽のおくりもの」
図画工作	日本文教出版「図画工作」
家庭	開隆堂出版「小学校 わたしたちの家庭科」
保健	学研教育みらい「みんなの保健」
外国語（英語）	光村図書出版 「小学校 英語 Here We Go！」
道徳	光文書院 「小学道徳 ゆたかな心」

令和4年度使用中学校教科用図書は、現在使用している教科書

国語	光村図書出版「国語」
書写	光村図書出版「中学書写」
社会（地理的分野）	教育出版「中学社会 地理 地域にまなぶ」
社会（歴史的分野）	教育出版「中学社会 歴史 未来をひらく」
社会（公民的分野）	教育出版「中学社会 公民 とともに生きる」
地図	帝国書院「中学校社会科地図」
数学	東京書籍「新しい数学」
理科	東京書籍「新しい科学」
音楽（一般）	教育芸術社「中学生の音楽」
音楽（器楽合奏）	教育芸術社「中学生の器楽」
美術	日本文教出版「美術」
保健体育	東京書籍「新しい保健体育」
技術・家庭（技術分野）	

教育図書 「New 技術・家庭 技術分野明日を創造する」

技術・家庭（家庭分野）

開隆堂出版 「技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生」

外国語(英語) 東京書籍「NEW HORIZON English Course」

道徳 東京書籍「新訂 新しい道徳」

がふさわしいということで、これらを採択することに異議はありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。

よって、令和4年度使用小・中学校教科用図書の採択は以上のとおりといたします。

日程3報告第7号「教育長の報告について」、報告事項1の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を議題といたします。

所管課から説明をお願いします。

仁木課長 まなび未来課からは、開校準備委員会の検討状況について報告いたします。

6月30日まで校歌に入れたい言葉やフレーズの募集を行った結果、111種類のご応募をいただきました。この中から選定し、校歌の作成を専門家に依頼する際に参考として提示することになります。

今回は、まず、校歌の作成を依頼する専門家について検討しました。委員から事前に推薦いただいた地域の専門家や著名人等の中から、意見交換を経て、第1候補～第3候補に絞り、そのうち、第1候補である地域の専門家3名の方に依頼を受けていただけることとなりました。



通学安全部会では、安全対策要望の進捗について、各関係機関からの報告を行い、前回、班ごとに検討した通学ルートについて全体で共有した後、再度、全登校班からの通学ルートの再確認を行いました。

地域協働部会は、登下校の子どもの見守りについて意見交換し、PTA、地域、ボランティア、行政の役割を確認し、意思統一を図りました。また、登下校見守り活動（ボランティア）登録カード、現段階での通学路（案）を共有しました。

殿山課長

まなび舎整備課より事業の進捗について報告いたします。

「長宝寺小学校における小学校統合整備事業」の仮設校舎整備及び既存校舎改修工事の2つの事業の、現時点での進捗状況についてです。6月より開始しました中庭の樹木伐採や構造物の撤去、整地工事、汚水排水管の移設工事が完了し、別添の写真資料のとおり、高圧受変電設備の入れ替え工事も完了いたしました。

仮設校舎整備につきましては、大阪府住宅まちづくり部審査指導課にて、建築基準法に基づく仮設許可を受けた後、7月20日に建築確認申請がおりたことから、本日26日より、仮設校舎の整備に入っております。

既存校舎の改修工事につきましても、各教室内の机や椅子等の什器を改修工事範囲に該当しない廊下などへ移動し、教師棚などの養生も済ませており、内装の改修に入っております。

先の6月の定例会でお示しさせていただきました、夏季休業期間中の工事内容の資料は、長宝寺小学校の保護者や教職員に既に配布させていただいています。2学期以降も可能な限り、保護者の皆様への一層の周知に努めながら整備事業を進めてまいります。

報告は以上となります。

北田教育長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

亥埜委員 質疑ではないんですが、6月から工事をされていて工事業者も最初はみんなルールを守ると思いますが、慣れとか出て来ると思っています。二中の前の今池を見ているルール違反するものが出てきたりするので、そのへんを厳重にこれからしっかりと見守っていただきたいと思っています。

子どもたちは夏休みに入りますが、そのへんを飛び出したりしますので、そういった慣れが怖いので注意していただけたらと思います。

北田教育長 要望ということで、お願いします。  
他にいかがでしょう。

伊丹委員 校歌の依頼をされたということですが、地域の専門科とはどう  
いう方ですか。

仁木課長 既に一中の方で関わっていただいている学校教育審議会の委員である方や、開校準備委員会の委員の中にも音楽活動をされている方や、それと地域でピアノ教室をされておられる方です。

伊丹委員 音楽に造詣のある方ということですね。

仁木課長 はい。集めてきた言葉やフレーズから作詞をしたり作曲をしたりという経験のある方になります。

北田教育長 他にいかがでしょう。

先ほど開校準備委員会の話の中でも、通学路とか見守りという話も出ましたし、長宝寺小工事の様子も写真で見えていますので、昨年度も通学路を歩いて長宝寺小に行きましたが、近々出来れば一度、通学路がある程度固まってきましたので、通学路を歩いていただいたりポイントを見ていただいたり、長宝寺小の校舎の様子などを見ていただいたりということで、委員、我々も含めて見に

行きたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

工事中、放課後児童会には特段影響はないでしょうか。

本多次長

夏休みに入ったばかりですが、今のところ心配なのは工事中の音というところで指導員とは状況の連絡を取り合っていますので、何かの場合には、違うところに移動というところも想定はしています。

北田教育長

先ほど亥埜委員が工事車両ということで、道路の通過具合をおっしゃっていましたが、校舎内でも放課後児童会の子どももいますので、安心安全な配慮をお願い致します。

他に質疑なければ、私の方から、先日7月8日の総合教育会議での話し合いの内容も、交野市立第一中学校区魅力ある学校づくり事業に関連していますので、そのへんの整理とまとめをお出しいたしましたので、皆さんに確認したいと思っていますのでお願いいたします。

まとめた文書を読ませていただきます。

総合教育会議では「交野市文化財保存活用地域計画」については、郷土愛、交野の歴史文化を如何に受け継いでいくかに関わる大切な行政計画であり、市民とともに掲げる計画である。交野の良さを守って行きたい、と意見交換をしました。その中で長宝寺小学校につきましては小学校統合にあたり長宝寺という歴史的地名がなくなるため長宝寺があったことを示すような取り組みができないかこれを検討するということも確認いたしましたと思います。

また、「小学校統合時の通学の安全」については、学校の工事という特別な事情があるので、期間限定で、特に安全への配慮が必要な場所であり、地域の方だけでは見守りが困難な場合に人を配置できるよう、教育委員会事務局と財政部局が調整をするという確認をいたしました。また、「小学校統合時における児童への配慮」については、学校への人的支援（市費任期付き教育職員の

配置＝統合加配の要素)、あるいは保護者が相談しやすい体制ということで教育センター相談員(元学校管理職)の増員について、教育委員会事務局と財政部局が調整を、と市長から言っていた。

発言としては、市長の積極的な姿勢が見られたと感じました。

そして、「指定校変更」については、基本は「交野みらい小学校」への通学であり、指定校変更は個別に対応が必要な家庭への措置であり、学校選択制ではないことを理解していただくとともに、保護者へ分かりやすい説明となるようにすることで一致したと考えます。このようなまとめでよろしいでしょうか。

各委員           はい。

北田教育長       その内容で事務局、今後の調整をお願い致します。

ただ、交通専従員や昼間の警備員が財政健全化の中で廃止されましたので、市の方がお金を切ってしまったと思われがちですが、その分、例えばALTが4人から6人に2名増加、市費で臨床心理士を雇用するとかあるいは学校の図書館に週2日人を配置するとか、それからさまざま学校支援の方も増額してもらいますので一定、今回学校統合とかで通学路に人を立てるあるいは学校への教員を増やすとなれば、そういう他の人的な面で財政的にここは協力してもらわないと無理ですねというようなことがあるかもしれません。ですからそういう面で今までの人材を削るとなればそこでまた影響が出てきますので、出来るだけ地域の方に活動していただいて、その中で市が人を配置するという事で現在いる配置されている今の人的な部分の削減ができるだけ少なくなるような調整も必要かと思えます。

では、これで報告事項1の「交野市立第一中学校区 魅力ある学校づくり事業の状況について」を終わります。

次に、議案第19号「交野市学校教育審議会委員の任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

大湾教育次長 議案第19号 交野市学校教育審議会委員の任命について、ご説明いたします。

現在任命いただいております委員は、令和3年7月29日で2年間の任期が満了となります。

そのため、本日は新たな委員の任命について、学校教育審議会条例第3条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものです。

現在、学校教育審議会では、「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」と、「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」の2つの諮問案件を審議いただいております。新委員任命後も引き続き、当該案件の答申に向け、ご審議いただくこととなります。

新たに任命を予定しております委員については、お手元の「交野市学校教育審議会委員名簿」のとおりとなっております。

委員の構成は、条例に規定されている「一般市民」には、公募委員2名を含む4名、「市立学校長」2名、「市立学校教職員」2名、「市立学校PTA会員」3名、「学識経験を有する者」4名となっており、さらに、条例第4条に基づく「臨時委員」2名、の合計17名となっております。

なお、臨時委員につきましては、第三・第四中学校区の学校適正配置について、地域の意見をより反映するために、令和2年4月の教育委員会にて委員を任命することをご承認いただいております。

なお、新たな委員の任期は、令和3年7月30日から令和5年7月29日の2年間といたしたいと存じます。

説明は、以上でございます、何卒、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 委員の任期満了に伴う新しい任命です。市民公募から2名入れ替わられました。

それではお諮りいたします。議案第19号「交野市学校教育審議会委員の任命について」、原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第20号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

花田課長 議案第20号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」委員会の議決を求めるところでございます。

規則の改正箇所につきましては新旧対照表を配布させてもらっておりますので併せてご参照ください。

ご審議いただく規則の一部改正につきましては、6月議会におきまして議決されました交野市立学校に関する条例の一部改正に基づき、令和4年4月1日付け「交野市立交野みらい小学校」が設置されますことから、交野小学校と長宝寺小学校の通学区域を廃止し、両校の中学区域を併せました「交野みらい小学校」の通学区域を加えるものです。また、第一中学校の通学区域に関する校区も併せて交野みらい小学校区に変更するものです。

なお施行日については令和4年4月1日からとします。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご高裁賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。「交野みらい小学校」の4月1日開校に関して通学区域を定めるための規則改正です。

質疑はありませんか。なければ私の方から、今、学校教育審議会の方に諮問しています学校区と地区の境が一致しないという件ですが、先日7月17日に長宝寺小学校区で、住所が郡津であって長宝寺小に通っていらっしゃる方に説明会があったと思いますが、そのへんの取扱いです。人によっては区域が決まったら意見を言っても仕方がないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私部西の一部は私部区ですが現在は藤が尾小学校に通っていらっしゃる藤が尾小学校区というところもあります。

この規則を今回変更したとして、今後4月までにそういうご意見を聞きながら、何か変更とか流動的にというような可能性があるのか説明お願いいたします。

和久田部長

郡津1丁目で長宝寺小学校の学校区について、郡津区でありながら郡津小学校ではなく長宝寺小学の区域ということですが、先ほど教育長も言われましたが、学校規模適正化基本計画の中でも学校区と地区が一致するのが望ましいということで、学校教育審議会でご審議していただいている内容でございます。先日の7月17日地元の方に対して意見聴衆をさせていただきました。その中でいろんな意見が出ましたが、特に該当の地域の方にアンケートを取ってほしいというご意見がございましたので、実際に住んでおられる方のアンケートも取りたいと考えている状況でございます。仮に学校区を変更するとした場合につきましても、変更時期につきましては今回小学校統合時期ではなくて、長宝寺小学校が「交野みらい学園」になったとき以降に変更になるのかと考えているところでございます。ただ、それまでの間に仮に変更となった場合については、先に郡津小学校へ通えるような配慮も必要かなということで、そういったご意見もこの間の説明会の時でもありましたので、もし変更となる場合はそういった配慮も必要か

というかたちで検討をしていきたいと考えております。

学校教育審議会の審議の過程がいつまでか分からないところはあるんですが、できるだけ早く方向性を出してほしいという意見もありましたので、今回の変更の時期には先ほど教育長も言われたように配慮というところでは、もしかしたら方向性が定めれば指定校変更になるのか分かりませんが、そういった配慮も必要かというところで、そこも含めての検討させていただきたいと考えております。

私部西につきましては、今のところ通学距離が2キロ以上になるというところもございますので、ここの地域については今のままが望ましいのではないかという方向になるのかなと考えておりますので、そこも含めて検討になっていくのかと考えております。

北田教育長            アンケートも取られるということですし、今回これで規則改正が可決されたとしても、今後状況によってはまた再度の規則改正とか、開校以降もそういうやり方というのは検討されるということでしょうか。

和久田部長            はい。

北田教育長            他に質疑はございませんか。

各委員                質疑なし

北田教育長            質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第20号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員                異議なし。



北田教育長

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第21号「交野市放課後児童会条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」及び議案第22号「交野市放課後児童会条例の施行規則の一部を改正する規則について」は、関連する議案となりますので一括提案させていただきます。所管課より説明をお願いいたします。

佐伯課長

議案第21号「交野市放課後児童会条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」ご説明申し上げます。

条例改正後の、趣旨といたしましては現在放課後児童会の閉会時間を18時30分から19時までに延長することを予定しております。それに伴い時間延長部分の利用料を徴収するため条例改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、放課後児童会の利用時間を延長した場合に利用料を徴収するため、放課後児童会条例第6条第3項に別表を加え、利用料の金額を設定するものでございます。

金額の詳細につきましては、日額100円、月額上限1,500円とします。なお同一世帯で2人目以降の利用者は利用料を半額とし、生活保護費受給世帯や就学援助受給世帯の児童会会費免除対象者につきましては利用料を免除することといたします。なお、施行日につきましては、令和3年11月1日からといたしております。

続きまして、議案第22号「交野市放課後児童会条例の施行規則の一部を改正する規則について」提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和3年11月1日から土曜日以外の児童会の閉会時間を18時30分までから19時までに延長することに伴い規則改正を行うものでございます。

また、変更規則を見直した結果、修正が必要である箇所があるため併せて改正を行うものでございます。改正内容につきましては

は、交野市放課後児童会条例施行規則第3項第2項第1号及び第3号に記載しております児童会の開会終了時間を、午後6時30分から午後7時と改めます。次に第8条第1項第2号において、条例第5条第1項第2号と記載しておりますが、条例第5条は1項のみのため第1項を削ります。次に放課後児童会条例第6条を改正するにあたり、項を追加したため、規則の第11条及び第12条並びに第13条中の引用を改めます。次に押印廃止の観点から様式第1号及び第6号並びに第9号における申請者印を削除します。次に様式第1号において健康保険証番号となっている箇所について書き間違いが多いため、健康保険証記号番号に改めます。また児童会開会は18時30分までとなっている箇所につきまして児童会開会は19時に改めます。次に様式2号において育休期間と記載されている箇所を明確に育児休業期間と改めております。様式6号において教育委員会学校管理課と記載されている箇所を、就学援助制度所管課に改めます。なお施行日につきましては令和3年11月1日としております。よろしくご審議の上ご高裁賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

北田教育長           説明が終わりました。資料の方で「時間延長に係る利用料(案)の設定の考え方」を付けていただいておりますが、なぜ日額100円にしたか説明していただけますか。

佐伯課長           利用料につきましては、実費負担を考えております。今回30分の時間延長ということになりまして、現在児童会の運営は会計年度任用職員で行っております。30分延長に伴う全児童会の費用としては60万円を要します。受益者負担を50%と考えると30万円、この30万円を利用者概ね全児童会の内の10%から20%の方々が利用すると考えたときに、3,300円から1,600円の月額がかかります。これを20日間で割りますと165円から80円という金額が出てきましては、その中間値でありま

す 123 円となりますが、ここにつきましては負担軽減というかたちで日額料金を 100 円、月額料金 20 日間あるんですが、その部分を 1,500 円というようなかたちで設定させていただきました。

以上でございます。

北田教育長 中間値をとると日額 120 円くらいになるけども、負担軽減の考え方から 100 円。月に 20 日利用される方についても上限は設けて 1,500 円ということだね。

佐伯課長 はい。

北田教育長 質疑に入ります。質疑がございませんか。

亥埜委員 1 日 100 円、月額 1,500 円という金額は、他市や保育所の延長料金と比べるとどうですか。

佐伯課長 近隣市との比較というところで申し上げますと、各市とも会費の金額や延長料金の時間設定が異なります。というところで、本市が設定している延長料金と近隣市の比較は困難であると思います。なお本市の認定こども園につきましては 30 分利用の場合、月額 4,500 円という金額になっております。

北田教育長 他にいかがでしょう。

伊丹委員 2 点ご質問があります。1 点目として、①延長に要する人件費約 60 万円となっていますが、これは児童会一か所あたり指導員の方は何人ぐらいを想定されて配置されていますか。

佐伯課長 指導員の人数ですが、まず 13 児童会あります。そこを利用する子どもを考えると、少数でありましても 2 人以上と想定され

ます。よって1児童会2人の指導員を配置しまして、13児童会で合計26名プラス加配を要する児童ということも想定されますので、加配が必要な児童がいるという仮定で13指導員、併せて各児童会3人の39名、約40名を想定して計算しております。

伊丹委員            分かりました。2点目として、今後、放課後児童会の運営を民間に委託するということが検討されているとお伺いしていますが、仮に民間委託になった場合に、この延長料金は上がる可能性があるのか下がる可能性があるのかどうでしょうか。

佐伯課長            民間委託となった場合ですが、例えば、早出遅出などのシフト制による勤務体制の効率化を行うことにより、現在より減額の運用という可能性も考えられます。但し、具体的には既に民間委託されている守口市においては月額500円であったり、門真市では1,800円、大東市では1,500円となっておりますことから、事業者選定の時に1,500円以下の提案を設定するなどの条件設定を行うことも考えられます。

北田教育長            現在の指導員を39、40名ぐらいで、民間委託になった場合は条件設定等によって下がる可能性もあるということです。  
他に質疑はいかがでしょうか。

長谷川委員            質疑ではなくこれは要望になるかと思いますが、このたび夏休みから朝の受け入れ見守り時間を朝8時から朝7時30分に早めていただきましたし、今お聞きしたように11月秋以降には最後の時間を6時30分から7時に延長していただけると。これらは普段からずっとあった保護者ニーズ、前回のアンケートも踏まえてだと思いますが、本当に早く対応していただいたという印象です。ただ、指導員の確保が難しいという背景があると聞いていますので、そのへんは心配しているところではあります。その

中でも働く親御さんが増えていますし、その方々の児童会に対するニーズは様々な内容であると思います。在り方そのものの審議等もあると思いますが、児童会の充実は欠かせないと思いますので、今後も多角的にご検討の方お願いしたいと思います。

北田教育長        今回の延長につきましても保護者ニーズをとらえて時間を伸ばしてもらったんですが、他にも多様なニーズがあると思いますのでご要望がありましたらお願いいたします。  
他にいかがでしょう。

各委員            質疑なし

北田教育長        質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第21号「交野市放課後児童会条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」及び議案第22号「交野市放課後児童会条例の施行規則の一部を改正する規則について」原案のとおりで議決することにご異議ございませんか。

各委員            異議なし。

北田教育長        異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。  
次に、議案第23号「令和3年度9月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

殿山課長           まなび舎整備課より補正予算での事業が2件ございます。  
1 件目、「交野市立第三中学校防火設備改修工事」についてです。  
令和元年度に実施いたしました建築基準法第12条に基づく防

火設備点検によって、不適合箇所として指摘された防火扉の箇所を、昨年度の令和 2 年度に改修工事を実施しておりましたが、床下の防火扉取付部分で施工が不可能である箇所があったため、一部取りやめ、再度検討のうえ改めて防火扉の設置を行うものです。

補正予算額は 4,864 千円、整備は今年 12 月から翌年 2 月までの予定です。

2 件目、「交野市立旭小学校トイレブース等簡易改修工事」についてです。

旭小学校の特別教室棟 1 階トイレにて、男女トイレの入口扉及びトイレ内のトイレブース扉等の表面が劣化・損傷していることから、既存扉枠や表面の補修工事を行うものです。

この内容につきましては、令和元年度に旭小学校の保護者会の有志で寄付を募り市へ寄付をするなど、当保護者会たつての強いご要望もございましたことから、学校教育振興基金繰入金から工事請負費として 688 千円を補正予算額とし、10 月から翌年 1 月までに実施を予定しています。

以上、よろしくご高裁賜りますようお願いいたします。

北田教育長                   では質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

亥埜委員                   三中ですが、防火扉 3 か所で 4,864 千円という金額は一見どうしてこんなにするのかという感じがするんですが。

殿山課長                   防火扉につきましては設計に基づいてメーカーでの工事施行が入ってまいります。設置する際には床下をはつり、設置有効間隔を取ったうえで設置することが必要となってまいりますので、これを設計したところこれだけの金額がかかってまいります。

北田教育長                   他にいかがでしょうか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第23号「令和3年度9月議会における補正予算要求に対する意見を市長に申し出ることについて」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり議決されました。

以上をもちまして令和3年第9回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_